

議案第25号

幕別町発達支援センター条例の一部を改正する条例

幕別町発達支援センター条例（平成24年条例第8号）の一部を次のように改正する。

第3条中「センター」の次に「(分室を除く。)」を加え、同条第5号を同条第6号とし、同条第4号の次に次の1号を加える。

- (5) 児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第6条の2の2第2項に規定する児童発達支援、同条第3項に規定する放課後等デイサービス及び同条第5項に規定する保育所等訪問支援を行う事業

第3条に次の1項を加える。

- 2 センター（分室に限る。）は、前項各号に掲げる事業に準ずるものとして町長が定める事業を行う。

第4条中「できる者」の次に「(前条第1項第5号の事業を利用しようとする者を除く。)」を加え、「並びにその保護者及び家族」を「、保護者その他同居の親族」に改め、同条に次の1項を加える。

- 2 センターを利用できる者（前条第1項第5号の事業を利用しようとする者に限る。）は、法第21条の5の5第1項に規定する通所給付決定に係る児童又は法第21条の6に規定する措置に係る児童のうち障害児通所支援を提供されることとなったものとする。

第6条を第8条とし、第5条の次に次の2条を加える。

（使用料）

第6条 センターを利用する児童の保護者は、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、当該各号に定める使用料を納めなければならない。

- (1) 第3条第1項第5号に掲げる事業 法第21条の5の3第2項第2号の規定により算定した額
- (2) 第3条第2項に規定する事業（同条第1項第5号に準ずる事業に限る。） 前号に定める額に準じて町長が定める額

(使用料の減免)

第7条 町長は、特別の理由があると認めるときは、使用料の全部又は一部を減免することができる。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。